

財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率

◆財政指標（１）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	１５．０％	２０．０％
連結実質赤字比率	—	２０．０％	３０．０％
実質公債費比率	－１．０％	２５．０％	３５．０％
将来負担比率	—	３５０．０％	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がないため、比率は発生しませんでした。

※将来負担比率は将来の負担額より地方交付税で措置される額や基金（貯金）の現在高を合わせた額のほうが大きいため、比率が発生しませんでした。

実質赤字比率

福祉や教育、観光や道路建設など行政運営の基本的な経費をまとめた一般会計における赤字の程度を指標化したもの

実質公債費比率

一般会計の借入金返済額のほか、特別会計の借入金に対する負担額や借入金に準じた経費の負担額を合算して指標化したもの

連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算したうえで、町全体の赤字の程度を指標化したもの

将来負担比率

実質公債費比率の算定に基づく経費のほか、職員の退職手当、一部事務組合などの負債のうち、一般会計が将来負担する可能性のある額の大きさを指標化したもの

◆財政指標（２）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
国民健康保険病院事業	—	２０．０％
水道事業	—	
下水道事業	—	

※いずれの会計も赤字がないため、比率は発生しませんでした。

資金不足比率

それぞれの公営企業会計の赤字額を、料金収入などの事業規模と比較して指標化したもの